

第 80 期 決 算 公 告

平成28年6月30日

大阪府中央区今橋2丁目5番8号  
株式会社 大正銀行  
取締役頭取 吉田 雅昭

第 80 期 末 貸 借 対 照 表  
(平成 28年 3月 31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	53,749	預金	431,657
現金	4,353	当座預金	10,934
預け	49,396	普通預金	114,154
コ買	-	貯蓄預金	226
商	-	通定預金	407
金	-	定期預金	303,018
有	-	その他の預金	1,827
国地	45,447	譲渡性の預金	1,088
短	22,091	コ一ルマ	-
社	9,879	債券貸借取引受入担保	-
株	-	売借渡	-
所	1,413	借入	23,900
の	4,793	その他の負債	23,900
損	7,269	未払法人税等	1,783
引	-	未払費用	195
証	371,411	未前払受取	633
当	287	従業員預り	373
手	64,265	給付金	-
証	263,101	融派生	0
当	43,756	リース	24
そ	544	資産の負債	5
前	35	賞与引当金	110
未	176	退職給付引当金	438
そ	333	役員退職慰労引当金	210
の	2,803	睡眠預金払戻引当金	17
形	963	偶発損失引当金	236
固	1,338	再評価に係る繰延税金負債	148
定	5	支払承	12
資	102	負債の部合計	458,760
勘	393	(純資産の部)	
定	4,211	資本	2,689
資	4,171	本剰余金	1,973
産	29	資本準備金	1,973
ア	10	その他の資本剰余金	-
定	461	利益剰余金	14,768
産	982	利益準備金	716
用	584	その他の利益剰余金	14,052
返	△ 1,959	別途積立金	5,509
金		固定資産圧縮積立金	129
		繰越利益剰余金	8,412
		自己株式	-
		株主資本合計	19,431
		その他有価証券評価差額金	△ 224
		繰延ヘッジ損益	-
		土地再評価差額金	271
		評価・換算差額等合計	46
資産の部合計	478,237	純資産の部合計	19,477
		負債及び純資産の部合計	478,237

第 80 期 損 益 計 算 書

( 平成 27年 4月 1日から  
平成 28年 3月 31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		9,600
資金運用収益	8,343	
貸出金利息	7,831	
有価証券利息配当金	469	
コールローン利息	0	
預け金利息	40	
譲渡性預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	769	
受入為替手数料	148	
その他の役務収益	621	
その他業務収益	218	
国債等債券売却益	218	
その他経常収益	269	
償却債権取立益	10	
株式等売却益	165	
その他の経常収益	93	
経常費用		8,550
資金調達費用	857	
預金利息	736	
コールマネー利息	0	
借入金利息	113	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	490	
支払為替手数料	27	
その他の役務費用	462	
その他業務費用	24	
外国為替売買損	0	
金融派生商品費用	24	
営業経常費用	6,829	
その他経常費用	348	
貸倒引当金繰入額	232	
株式等売却損	53	
株式等償却	9	
その他の経常費用	53	
経常利益		1,049
特別利益		25
固定資産処分益	25	
特別損失		0
固定資産処分損失	0	
税引前当期純利益		1,074
法人税、住民税及び事業税		429
法人税等調整額		193
法人税等合計		622
当期純利益		452

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～39年

そ の 他 5年～15年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年以内）に基づき償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,311百万円であります。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事

## 業年度から損益処理

### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### (6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 7. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

### 会計方針の変更

#### (「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる財務諸表に与える影響はございません。

計算書類に関する注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 109 百万円
  
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 51 百万円、延滞債権額は 5,233 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
  
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 294 百万円であります。  
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
  
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,023 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
  
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 7,601 百万円であります。  
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 287 百万円であります。
  
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 23,779 百万円  
担保資産に対応する債務  
その他負債 21,500 百万円  
上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券 2,083 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金 252 百万円が含まれております。

8. ①貸付金に係るコミットメントライン契約および②当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。①に係る融資未実行残高は、1,468 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,228 百万円あります。

また、②に係る融資未実行残高は6,068 百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,485 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△579 百万円
--	----------

- |   |           |
|---|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額  | 3,184 百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額  | 109 百万円   |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金2,400 百万円が含まれております。 |           |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額  | 2,297 百万円 |
| 関係会社に対する金銭債務総額  | 2,453 百万円 |

(損益計算書関係)

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 93 百万円

なお、金額が軽微なものについては記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式	107	9	116	—	
うち普通株式	107	9	116	—	
合計	107	9	116	—	

(注) 普通株式の発行済株式および自己株式の株式数の減少 116 千株は、自己株式の消却による減少であります。

(有価証券関係)

有価証券とは、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。

1. 売買目的有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—



2. 満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	—
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	1,735	1,085	649
	債券	23,277	23,212	65
	国債	21,091	21,034	57
	地方債	773	769	3
	社債	1,413	1,408	5
	その他	2,277	2,048	228
	小計	27,290	26,346	943
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	2,778	3,383	△604
	債券	10,106	10,117	△10
	国債	1,000	1,000	△0
	地方債	9,106	9,117	△10
	社債	0	0	—
	その他	4,992	5,663	△671
	小計	17,877	19,164	△1,286
合計		45,167	45,510	△343

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	269
その他	—
合計	269

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,443	136	53
債券	43,779	203	—
国債	43,576	200	—
地方債	—	—	—
社債	203	3	—
その他	1,308	43	—
合計	47,531	383	53

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理を行った有価証券はございません。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末（時価のある株式については期末月 1 ヶ月平均）の時価が帳簿価額に比べて 50%以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性がないと認められる場合に減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	801 百万円
減価償却費	205
有価証券償却	21
その他有価証券評価差額金	118
その他	220
繰延税金資産小計	1,367
評価性引当額	△244
繰延税金資産合計	1,123

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△57
前払年金費用	△68
その他	△13
繰延税金負債合計	△140
繰延税金資産の純額	982 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.21%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.58%となります。この税率変更により、繰延税金資産は46百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6百万円増加し、法人税等調整額は40百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は9百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	803円66銭
1株当たりの当期純利益金額	18円65銭

(重要な後発事象)

平成27年12月18日開催の当行臨時株主総会においてトモニホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う株式交換契約の承認を決議

し、平成 28 年 4 月 1 日に株式交換を行い、当行はトモニホールディングス株式会社の完全子会社となりました。

連結貸借対照表  
(平成 28年 3月 31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	53,749	預 金	431,603
コールローン及び買入手形	-	コールマネー及び売渡手形	-
買 入 金 銭 債 権	-	債券貸借取引受入担保金	-
金 銭 の 信 託	-	借 用 金	23,900
有 価 証 券	45,437	そ の 他 負 債	1,821
投資損失引当金	-	賞 与 引 当 金	210
貸 出 金	371,411	役 員 賞 与 引 当 金	17
そ の 他 資 産	544	退 職 給 付 に 係 る 負 債	273
有 形 固 定 資 産	2,803	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	148
建 物	963	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
土 地	1,338	偶 発 損 失 引 当 金	26
リ ー ス 資 産	5	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	184
建 設 仮 勘 定	102	支 払 承 諾	584
その他の有形固定資産	393	負 債 の 部 合 計	458,782
無 形 固 定 資 産	4,211	( 純 資 産 の 部 )	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,171	資 本 金	2,689
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	29	資 本 剰 余 金	1,973
その他の無形固定資産	10	利 益 剰 余 金	14,773
退 職 給 付 に 係 る 資 産	213	自 己 株 式	-
繰 延 税 金 資 産	1,070	株 主 資 本 合 計	19,436
支 払 承 諾 見 返	584	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 224
貸 倒 引 当 金	△ 1,959	土 地 再 評 価 差 額 金	271
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 197
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 151
		純 資 産 の 部 合 計	19,285
資 産 の 部 合 計	478,067	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	478,067

連結損益計算書

平成 27年 4月 1日から  
平成 28年 3月 31日まで

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経	常	運	用	収	益	9,603
資	金	出	金	利	益	8,343
	貸	有	出	金	息	7,831
	コ	一	証	利	配	469
	預	預	ル	一	ン	0
	譲	け	金	金	利	40
	そ	渡	性	預	け	1
		の	他	の	受	0
役	務	取	取	引	等	777
特	定	取	取	引	収	-
そ	の	他	業	務	収	218
そ	の	他	経	常	収	265
	貸	倒	引	当	金	-
	債	却	債	権	戻	10
	そ	の	他	の	取	254
経	常	調	達	費	用	8,551
資	金	金	達	費	用	856
	預	渡	性	預	金	736
	譲	一	ル	マ	ネ	-
	コ	の	用	金	一	0
	借	の	他	の	支	113
	そ		取	引	払	7
役	務	取	取	引	等	490
特	定	取	取	引	費	-
そ	の	他	業	務	費	24
營	の	業	経	常	費	6,830
そ	の	他	経	常	費	348
	貸	倒	引	当	金	232
	そ	の	他	の	繰	116
経	常	別	利	利	益	1,051
特	定	資	産	処	分	25
特	の	他	の	特	別	-
		別	産	損	分	0
	固	定	資	産	処	0
	減	損	損	損	分	-
	そ	の	他	の	特	-
					別	
税	金	等	調	整	前	純
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	等	調	整
法	人	税	等	等	調	整
当	期	純	利	利	益	453
親	会	社	株	主	に	帰
						属
						す
						る
						当
						期
						純
						利
						益
						453

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～39年

そ の 他 5年～15年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づき償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。



## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,311百万円であります。

## 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

#### 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 13. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

#### 14. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるおります。

### 会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響はございません。

### 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

連結計算書類に関する注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社の株式を除く） 99 百万円
  
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 51 百万円、延滞債権額は 5,233 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
  
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 294 百万円であります。  
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
  
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,023 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
  
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 7,601 百万円であります。  
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 287 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,779 百万円

担保資産に対応する債務

その他負債 21,500 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券 2,083 百万円を差し入れております。また、その他資産には保証金 252 百万円が含まれております。

8. ①貸付金に係るコミットメントライン契約および②当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。①に係る融資未実行残高は、1,468 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,228 百万円あります。

また、②に係る融資未実行残高は 6,068 百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,485 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  $\Delta$ 579 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,186 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 109 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金 2,400 百万円が含まれております。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常収益」には、株式等売却益 165 百万円を含んでおります。

「その他の経常費用」には、株式等売却損 53 百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△887 百万円
組替調整額	△306 百万円
税効果調整前	△1,194 百万円
税効果額	392 百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△801 百万円</u>

土地再評価差額金：

当期発生額	－百万円
組替調整額	－百万円
税効果調整前	－百万円
税効果額	9 百万円
土地再評価差額金	<u>9 百万円</u>

退職給付に係る調整額：

当期発生額	△203 百万円
組替調整額	10 百万円
税効果調整前	△193 百万円
税効果額	△57 百万円
退職給付に係る調整額	<u>△135 百万円</u>
その他の包括利益合計	<u>△927 百万円</u>

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘 要
発行済株式	24,352	—	116	24,236	
普通株式	24,352	—	116	24,236	
合計	24,352	—	116	24,236	
自己株式	107	9	116	—	
普通株式	107	9	116	—	
合計	107	9	116	—	

(注) 普通株式の発行済株式および自己株式の株式数の減少 116 千株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	72 百万円	3 円 00 銭	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の 種 類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	72 百万円	その他 利益剰余金	3 円 00 銭	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 28 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金者から集めた資金を原資として、国内の企業や個人に対する貸付事業を行う銀行業を中心とした金融業務を営んでおります。このため、金利変動を伴う金融資産及び金融負債がバランスシートの大半を占めており、金利変動による不利な影響が生じないよう

に、資産及び負債の総合的な管理をすることで長短のバランスを整えるとともに、金利スワップも活用することでリスクの軽減に努めております。なお、有価証券は余資運用のスタンスで国債や地方債などの債券を中心に運用を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の企業や個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は国債、地方債、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債などの債券が残高の70%以上を占めており、その他に株式等を保有しております。これらの有価証券は、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格などの変動リスクに晒されております。

金融負債については、大部分を国内の企業や個人からの預金が占めており、金融市場の動向によっては、預金残高確保のために預入金利を変動させざるを得なくなるなど、間接的な金利の変動リスクに晒されておりますが、定期性預金が残高の70%以上を占めており、当該リスクの短期的な影響は限定されております。借入金には元本の返済の定めがない(株)三菱東京UFJ銀行からの永久劣後特約付の借入金が含まれており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ①信用リスクの管理

当行グループは信用リスク管理規程や信用リスクに関する諸規程、信用リスク管理方針などの整備を行い、個別案件・個社別の与信審査、信用格付や自己査定、ローンレビューなどの与信管理を行っております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資関連部において行い、与信管理の状況については内部監査部がチェックする体制を整備しております。さらに、信用リスクの状況については月次開催のリスク管理委員会においてモニタリングを行い、議事内容等を常務会及び取締役会に報告する体制を整備しております。

### ②市場リスクの管理

#### (i) 金利リスクの管理

当行グループはALMによって金利リスクを管理しており、将来の計数計画等に基づきVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて算出した金利リスク量を資本配賦し、ALM委員会において月次でモニタリングを行っております。また、同委員会では、200BPV(ベース・ポイント・バリュー)を用いて算出した金利リスクについてもモニタリングを実施しております。その他、ALMの一環として金利リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。なお、ALM委員会の議事内容等は常務会及び取締役会に報告する体制を整備しております。

#### (ii) 価格変動リスクの管理

当行グループは株式等の価格変動等リスクについても、VaR(バリュー・アット・リ

スク)等によりリスク量を算出した上で資本配賦を行い、リスク管理委員会において月次でモニタリングをすることで、リスク限度額の管理を行っております。有価証券を含む投資商品については、リスク管理委員会の方針に基づき、取締役会の監督の下、市場リスク管理規程に従い保有をしております。なお、保有している株式は、配当を目的としたものと業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものがあり、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図るとともに、その状況を取締役会及びリスク管理委員会へ定期的に報告しております。

(iii) デリバティブ取引

当行グループはデリバティブ取引に関して取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し管理する体制を確立しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

・NBAシステム

「有価証券」のVaR(バリュー・アット・リスク)の算定に当っては、分散共分散法(保有期間10日(国債等国内債券及び上場株式等)・保有期間1ヶ月(変動国債及び政策投資株式のうち金融上場株式)・保有期間3ヶ月(前述以外の有価証券)、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

平成28年3月31日現在で「有価証券」の当行グループの市場リスク量は、全体で1,867百万円であります。なお、当行グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成27年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は12回となりましたが、内8回につきましては中国ショック、原油安、世界景気後退時におけるマーケット環境が大幅に下落したものであり、実質の異常値は4回であると推測し、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

・ALMシステム

「貸出金」、「預金」、「借入金」等について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた当面1年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント(0.10%)下落したものと想定した場合には、現在価値が17百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理



当行グループは適正かつ安定的な資金繰り運営、資金繰りと資金決済に関わるリスクの適切な管理・運営を行うべく、預金量の10%を必要準備金額と定め、日次で資金繰り管理を実施しております。また、ALM委員会においても資金繰り状況を捉えるとともに、調達環境、資産・負債動向などを考慮して長短バランスを調整することで流動性リスクを管理しております。また、万が一の事態に備えて資金流動性危機時における具体的な対応策を定め、訓練を実施するなどして危機時に適切かつ迅速な対応を行える体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含んでおりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額①	時 価②	差 額 (②-①)
(1) 現金預け金	53,749	53,749	—
(2) 有価証券	45,167	45,167	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	45,167	45,167	—
(3) 貸出金	371,411		
貸倒引当金（※1）	△1,959		
	369,452	370,409	957
資産計	468,369	469,326	957
(1) 預金	431,603	431,787	183
(2) 借入金	23,900	23,918	18
負債計	455,503	455,705	201
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24)	(24)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(24)	(24)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融資産の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金は時価評価日現在、保有しておりません。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格、債券については取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行った上で、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の明細ごとに、元利金の合計額を残存期間に対応する市場金利に信用コストを上乗せした割引率で割り引いて時価を算出しておりますが、保証協会の保証がついたものについては、信用リスクを考慮せず、市場金利のみを用いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、特例処理を適用しているデリバティブ取引に係る金利関連取引(金利スワップ)については、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものについては、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用

状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金について、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

#### デリバティブ取引

当行グループが行っているデリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)のみであり、時価については、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を使用しております。なお、一部の金利スワップは特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	269

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行っておりません。

(有価証券関係)

有価証券とは、連結貸借対照表の「有価証券」であります。

#### 1. 売買目的有価証券(平成28年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

3. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,735	1,085	649
	債券	23,277	23,212	65
	国債	21,091	21,034	57
	地方債	773	769	3
	社債	1,413	1,408	5
	その他	2,277	2,048	228
	小計	27,290	26,346	943
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	2,778	3,383	△604
	債券	10,106	10,117	△10
	国債	1,000	1,000	△0
	地方債	9,106	9,117	△10
	社債	0	0	—
	その他	4,992	5,663	△671
	小計	17,877	19,164	△1,286
合計		45,167	45,510	△343

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
株式	269
その他	—
合計	269

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

#### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,443	136	53
債券	43,779	203	—
国債	43,576	200	—
地方債	—	—	—
社債	203	3	—
その他	1,308	43	—
合計	47,531	383	53

#### 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度において減損処理を行った有価証券は、ございません。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末（時価のある株式については期末月 1 ヶ月平均）の時価が帳簿価額に比べて 50%以上下落した銘柄についてはすべて減損

処理を行い、30%以上 50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性がないと認められる場合に減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.21%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.81%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.58%となります。この税率変更により、繰延税金資産は51百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6百万円増加し、法人税等調整額は44百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は9百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	795円71銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	18円70銭

(重要な後発事象)

平成27年12月18日開催の当行臨時株主総会においてトモニホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う株式交換契約の承認を決議し、平成28年4月1日に株式交換を行い、当行はトモニホールディングス株式会社の完全子会社となりました。